

まつもとほうじん

平成30年
(2018年) 6月号
第521号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



社団化45周年特集号

- 主 な 記 事 -

社団化45周年記念式典会長式辞.....	2 ~ 3 頁
各種表彰受賞者名簿、45周年記念誌ご案内...	4 ~ 5 頁
平成29年度決算・30年度予算.....	6 ~ 7 頁
平成31年度税制改正に関する提言.....	8 頁
皆さんこんにちは・吉澤広昭氏.....	9 頁
頑張ってます・中嶋玲子さん.....	9 頁
部会紹介シリーズ 行ってきました！城東部会等...	10頁
税務ポイント.....	11頁
経営レポート.....	12頁
生活習慣病健診ご案内等.....	13頁
会員福利厚生制度 P R.....	14頁
6月の予定、税務職員募集のお知らせ.....	15頁
インフォメーション、地区トピックス	
川柳コーナー、あとがき.....	16頁
社団化45周年記念講演会ご案内.....	付録
法人会会員相談室ご案内（相談カード付）.....	付録

女鳥羽川は松本市旧市内の中心部を流れていることから松本に住む人には馴染みが深い川です。三才

山が源流で松本浅間カントリークラブのある洞の山裾を大きく南に舵を切り、浅間橋の下をくぐり、信州大学の脇をさらに南へ流れ、女鳥羽町、元町を通り過ぎイオンモールの手前で大きく西へ向きを変え市街地を流れます。この女鳥羽川両脇に位置する城東、女鳥羽、元町、清水地区で形成されるのが城東部会です。

（大沢利充編集委員）

第15回

行ってきました！

～城東部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

社団化45周年記念式典



式 辞

一般社団法人 松本法人会
会 長 神澤 陸雄

本日ここに、松本法人会社団化45周年記念式典を開催するにあたり、関係諸官庁始め、関係団体など多くの来賓各位のご臨席を賜り、そして、大勢の会員の皆様ご出席のもと、このように盛大に式典が挙行できますことは、私の最も喜びとするところでございます。改めて、厚くお礼申し上げます。

さて、当会は、よき経営者をめざすものの団体として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて企業経営の健全な発展を図ることを目的として、昭和40年に松本地区法人会連合会として会員数220社で発足、以来、組織基盤の確立に奔走された先達のご努力により、昭和48年に社団法人の認可を得て、正式に法人として活動を開始いたしました。そして、本日ここに社団化45周年の節目を迎えることができましたが、誠に感慨無量の思いでいっぱいでございます。

顧みますと、この45年間、松本法人会は幾多の困難を克服し、充実発展を遂げてまいりました。

法人会の基本的な尺度とされている組織状況は、社団化10年目の昭和58年から平成11年まで、実に17年間も加入率80%、もしくは、それに近い実績を維持し、その後は、バブル崩壊、デフレと金融不安が絡み合う構造的な不況、更にリーマンショックに代表される国際経済の影響など、様々な要因による経済の停滞により当会の組織率も低下を余儀なくされてまいりました。しかしながら、全国に目を向けますと、よりその傾向が顕著となっていることもあり、依然、全国440の法人会の中でも高い組織率を維持しているところでございます。

また、事業活動につきましても、税務研修会を柱とした企業経営に資する各種研修会の開催、中立・公平な立場からの税制改正に関する提言、会員福利厚生制度の充実、昭和52年以降継続している広報誌の毎月発行やホームページによる広報活動に加え、近年では、多様化する会員の皆様のニーズにお応えするため、小口融資制度、法律・労務に関する会員無料相談室、インターネットを活用した研修の提供など新たな事業も展開し、更に、法人会の理念にもあります地域に密着した社会貢献活動も定着するなど、全国的に誇り得る実績を挙げてきたものと考えております。



▲ 会場風景



▲ 神澤会長

▼ 松本税務署 佐塚署長



特に、平成3年から青年部が取り組みを始め、現在では会全体の事業に位置付けております「献血活動」においては、その活動が評価され、歴代の青年部長が松本保健福祉事務所長から「長野県献血推進員」に委嘱されており、また、女性部においては、平成11年から独自に始めた「美ヶ原高原遊歩道クリーン活動」が、美ヶ原観光連盟の自然再生イベントにつながったほか、その後の活動としては、恵まれない家庭環境にある児童を預かる児童養護施設「松本児童園」へ運営資金の寄付や必要な物品の提供に加えて児童が使う手拭きの縫製作業などを継続的に行っております。

更に、近年、国税当局でも力を入れております租税教育活動への取り組みとして、青年部では小学生向けの租税教室の講師を担当し、女性部では、納税意識高揚の施策として小学生を対象に「税の絵はがきコンクール」を実施しているところでもございます。そして、青年部においては平成31年11月に開催されます「全国青年の集い 大分大会」において、関東信越国税局管内の法人会青年部を代表して「租税教育活動プレゼンテーション」を行うことになり、現在準備を加速しているところでございます。

一方、運営面では、昭和52年以降、理事会を毎月開催するとともに執行機関として六つの委員会がそれぞれ積極的に会の運営にあたっておりまして、昭和50年に発足の青年部、昭和54年発足の女性部におきましては、それぞれの部内活動に加えて、会全体の活動や運営にも積極的な協力をいただいている状況であります。

このように、数々の成果を挙げることができましたのも、ひとえに歴代の担当役員の皆様の熱意と責任感、そして会員の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに、平素からあたたかいご指導・ご支援を頂いております、税務ご当局を始めとする関係諸官庁並びに団体の皆様の大きなお力添えがあってこそと、心からお礼申し上げます。

その意味におきまして、本日は、永年にわたり、会の運営のためにご尽力いただいた皆様の表彰と、平素から格別なご支援・ご協力を賜っております団体・個人の皆様に感謝状をお贈り申し上げ、感謝の意を捧げたいと思っております。

さて、このように当会も社団化以来45年の歳月が過ぎた訳ではありますが、地方の企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、当会においても組織状況の好転に向けては、茨の道が続いております。しかしながら、当会と致しましては、この45周年の節目の年を新たな出発の年として、法人会設立の基本理念は揺らぐことなく継承する一方、新規事業も取り入れながら会員サービスの充実、地域社会への貢献に向け全力を挙げてまいりたいと考えております。

この先、将来にわたり、法人会が地域社会並びに会員の皆様に支持され、存在意義のある団体として洋々と活動できますよう強い使命感をもって努力する所存でございますので、関係諸官庁、関係団体などご来賓の皆様を始め会員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、ご来賓各位並びに会員各位のますますのご健勝とご発展を心から祈念申し上げまして、式辞といたします。



▶ 中
信
県
税
務
所
伊
藤
所
長



▶ 松
本
市
菅
谷
市
長



▶ 県
連
山
浦
会
長



▶ 高
橋
副
会
長



▶ 滝
澤
副
会
長



◀ 百
瀬
(
衛
)
副
会
長



◀ 百
瀬
(
幸
)
副
会
長



◀ 廣
田
青
年
部
長



◀ 宮
本
監
事



◀ 記
念
講
演
会
五
日
市
講
師

表彰受賞者名簿

○（一社）松本法人会 会長感謝状（順不同）

関東信越税理士会 松本支部 殿

大同生命保険(株) 松本支社 殿

A I G 損害保険(株) 松本支店 殿

アフラック生命保険(株) 長野支社 殿

大同生命保険(株) 松本支社

同

同

同

A I G 代理店 (株)ティー・アイ・ピー

同

(株)プライム

アフラック代理店 (株)J・N E X T

太田 聡 殿

小林あゆみ 殿

倉科 留美 殿

栗原いずみ 殿

中村 勇一 殿

正村 宗利 殿

衣川 裕之 殿



会長感謝状を受け取る
税理士会山口支部長



会長功労者表彰受賞者
代表の田中鈴生氏

(有)中山組

金信信州衣料(株)

(有)ヴィアン

プロテクト(株)

(株)ミナミ

(有)渡辺モータース

善哉酒造(株)

(有)琴光堂和楽器店

(株)田立屋

協同冷蔵(株)

(有)知新堂

(株)ナガサキ

(有)藤むら

(株)セキヤ文具店

(有)中西屋酒店

(株)ロイヤルオーディオ

(株)高橋自動車商会

伊東産業(株)

松本アスコン(株)

(株)パナホーム長野中央

(有)本郷鶏肉

(有)昭和堂

(株)アルペン浅間

(株)パワーネット・フィールド

朝日観光自動車(株)

(株)井筒ワイン

(有)川上組

(株)本山漆器店

(株)山サ石本漆器店

(有)井口自動車販売

(株)オフィスP'dj

(有)笹部漆器店

丸栄工業(有)

(有)モクテック陽水

(有)ふるまや自動車修理工場

(株)小川原塗装店

フジプロエネケーション(株)

(有)穂高総合印刷所

中山 英也

中村 祐一

上兼 健司

小林 秀子

岩原 和寿

渡辺 くに子

穂高 啓右

渡辺 清三郎

大宮 康彦

眞峯 勝則

横沢 敏夫

長崎 俊裕

近藤 博治

関川 英夫

市山 明

丸山 雅明

高橋 俊輔

古田 貴史

山田 信一

岡沢 肇

山崎 剛

宇留賀 己

田中 伸一

廣田 和恵

清沢 嘉之

塚原 清貴

永島 俊之

本山 幸一郎

石本 秀明

井口 和道

吉村 清志

笹部 文夫

鈴木 友治

巢山 佐登志

古厩 浄

小川原 康友

藤森 健史

沖 健史

○（一社）松本法人会 会長 功労者表彰（一般功績）

（順不同：敬称略）

(有)G F U

(有)泡の湯旅館

松本信用金庫

鍋林(株)

信州伊藤石材(株)

(株)佐藤ポデー製作所

清沢土建(株)

(株)アイシンク

サンニクス(株)

(株)栄建

(株)小松種鶏場

(株)オカノ

(株)長野銀行

(株)巴屋

(有)渡辺建築設計事務所

(株)中信水道

(有)オオホリ製菓

吉田 詔一

小日向 義夫

田中 鈴生

島 宏幸

伊藤 修

佐藤 古寿

福岡 進

赤羽 勝巳

大月 清光

新井 巻好

小松 伸好

岡野 敏明

曾山 健

武田 善彦

渡邊 徹

奥原 しげ子

大堀 秀夫

(株)穂高電気工事
 (株)山上丸山商店
 (株)望月組
 マルサン住設(株)
 三好屋食堂(有)
 (有)鳥羽新聞店
 (有)タカギ
 山共建設(株)
 (株)筑北クリーニング
 (有)聖南建設
 東信工業(株)
 (有)亀屋
 山清酒造(株)
 (株)大野建設
 (有)猪又鋳金工業
 (有)北村自動車工業
 松本倉庫(株)
 (有)小野石材店
 (有)松本エアーサービス
 奥原塗装店
 奈川山菜(株)
 (有)中の湯温泉旅館
 (有)白船荘新宅旅館

竹 内 浩 喜
 丸 山 康 富
 望 月 宣 治
 丸 田 昌 信
 石 田 和 子
 鳥 羽 誠
 高 木 一 寿
 降 幡 真
 佐 藤 郁 男
 瀧 澤 義 文
 北 嶋 國 年
 西 沢 治 男
 山 崎 琢之進
 大 野 哲 治
 猪 又 孝 夫
 北 村 末 男
 野 村 俊 介
 小 野 貴 義
 岡 角 民 男
 奥 原 光 彦
 奥 原 宏 幸
 小 林 清 二
 齋 藤 康 行

豊科総合開発(株) 豊科カントリー倶楽部 竹内知栄子 殿
 (株)ミカサ 小林なつみ 殿
 キッセイコムテック(株) 早川 螢 殿
 花村産業(株) 太田 将貴 殿

B 区分（勤続10年以上） 4 名

東洋紡ロジスティクス(株) 豊科コスモセンター 小松 純子 殿
 (有)泡の湯旅館 忠地 裕之 殿
 キッセイ薬品工業(株) 大久保安由美 殿
 (株)滝澤工務店 川出 裕美 殿

C 区分（勤続20年以上） 2 名

サスナカ通信工業(株) 古林 将吉 殿
 キッセイ薬品工業(株) 曽根原真紀 殿



優良経理担当者表彰
 受賞者代表の古林さん

○(一社)松本法人会 会長表彰(会員増強功績)
 (順不同：敬称略)

(一社)松本法人会 今町・六九部会
 同 本庄部会
 同 豊科部会
 同 川手部会
 同 波田部会
 同 奈川部会
 同 上高地・白骨温泉旅館部会



会長表彰(会員増強功績)
 山豊科部会長

○優良経理担当者表彰(順不同)

A 区分（勤続5年以上） 6 名

ハシバテクノス(株) 柴田 泰之 殿
 キッセイ商事(株) 立石菜穂子 殿

『45年のあゆみ』 発刊

松本法人会社団
 化45周年の記念誌
 「45年のあゆみ」
 (A 4 判)を作成
 いたしました。

松本法人会45年
 の歴史を研修会・
 講演会、青年部、
 女性部行事など項
 目毎にまとめまし
 た。

会員の皆さまに無料で配布いたしますので、
 ご希望の方は事務局までお申込ください。

事務局

電話:0263 - 35 - 8080 FAX:0263 - 36 - 0839

E-mail : hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



第 6 回通常総会議案書から

平成29年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・平成30年度予算【収支予算書】

(単位：円)

(単位：円)

平成 2 9 年度決算		事業別 正味財産増減計算書	
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,477	6,136	▲ 1,659
特定資産受取利息	4,477	6,136	▲ 1,659
受取入会金	115,000	144,000	▲ 29,000
受取入会金	115,000	144,000	▲ 29,000
受取会費	38,815,500	39,096,500	▲ 281,000
正会員受取会費	38,056,500	38,520,500	▲ 464,000
賛助会員受取会費	759,000	576,000	183,000
事業収益	250,500	270,000	▲ 19,500
広報事業収益	250,500	270,000	▲ 19,500
受取補助金等	18,744,700	18,218,500	526,200
受取全法連補助金	345,000	0	345,000
受取県連補助金	400,000	550,000	▲ 150,000
受取全法連助成金振替額	17,559,700	17,228,500	331,200
受取民間補助金	440,000	440,000	0
受取負担金	1,326,500	1,457,000	▲ 130,500
青年・女性部受取負担金	1,326,500	1,457,000	▲ 130,500
雑収益	1,109,425	778,391	331,034
受取利息	221	307	▲ 86
雑収益	1,109,204	778,084	331,120
【経常収益計】	60,366,102	59,970,527	395,575
(2) 経常費用			
事業費			
(税務支援事業)	47,083,754	50,951,220	▲ 3,867,466
会場費	257,382	161,776	95,606
印刷製本費	56,500	52,560	3,940
会議費	98,280	0	98,280
会議費	102,602	109,216	▲ 6,614
(税の啓発・提言事業)	147,978	120,371	27,607
印刷製本費	48,060	48,060	0
通信運搬費	7,758	3,532	4,226
表彰費	18,940	9,806	9,134
支払負担金	8,000	8,000	0
会議費	45,133	37,800	7,333
雑費	20,087	13,173	6,914
(経営支援事業)	1,933,494	1,504,791	428,703
会場費	231,856	182,475	49,381
印刷製本費	157,464	157,140	324
通信運搬費	16,564	25,318	▲ 8,754
支払負担金	124,800	124,800	0
諸謝金	1,201,390	820,226	381,164
広告宣伝費	153,360	153,360	0
会議費	44,520	41,472	3,048
雑費	3,540	0	3,540
(地域社会貢献事業)	1,624,915	1,863,704	▲ 238,789
会場費	13,600	19,000	▲ 5,400
印刷製本費	53,784	53,244	540
支払寄付金	1,373,050	1,588,455	▲ 215,405
通信運搬費	17,732	14,350	3,382
委託費	19,440	19,440	0
支払負担金	10,000	10,000	0
雑費	137,309	159,215	▲ 21,906
(広報事業)	7,594,737	7,908,203	▲ 313,466
印刷製本費	4,092,868	4,413,033	▲ 320,165
通信運搬費	3,294,867	3,324,590	▲ 29,723
委託費	120,000	120,000	0
会議費	87,002	50,580	36,422
(会員増強事業)	1,144,569	1,258,652	▲ 114,083
印刷製本費	535,011	485,665	49,346
通信運搬費	27,176	65,903	▲ 38,727
表彰費	183,000	154,000	29,000
会議費	399,382	553,084	▲ 153,702
(厚生制度推進事業)	297,856	206,112	91,744
表彰費	110,000	140,000	▲ 30,000
支払負担金	15,000	20,000	▲ 5,000
会議費	172,856	46,112	126,744

平成 3 0 年度予算 収支予算書	
科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	10,000
特定資産受取利息	10,000
受取入会金	60,000
受取入会金	60,000
受取会費	38,000,000
正会員受取会費	37,450,000
賛助会員受取会費	550,000
事業収益	300,000
広報事業収益	300,000
受取補助金等	18,730,600
受取県連補助金	350,000
受取全法連助成金振替額	17,940,600
受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,416,000
青年・女性部受取負担金	1,416,000
雑収益	801,000
受取利息	1,000
雑収益	800,000
【経常収益計】	59,317,600
(2) 経常費用	
事業費	
(税務支援事業)	48,985,600
会場費	240,000
印刷製本費	50,000
会議費	40,000
(税の啓発・提言事業)	150,000
印刷製本費	410,000
通信運搬費	50,000
表彰費	10,000
支払負担金	40,000
会議費	40,000
雑費	200,000
(経営支援事業)	70,000
会場費	3,470,000
印刷製本費	700,000
通信運搬費	230,000
支払負担金	40,000
諸謝金	180,000
広告宣伝費	1,950,000
会議費	320,000
雑費	50,000
(地域社会貢献事業)	1,350,000
印刷製本費	40,000
支払寄付金	1,230,000
委託費	20,000
支払負担金	10,000
雑費	50,000
(広報事業)	8,380,000
印刷製本費	4,900,000
通信運搬費	4,000,000
委託費	3,300,000
会議費	120,000
雑費	60,000
(会員増強事業)	1,290,000
印刷製本費	520,000
通信運搬費	70,000
表彰費	150,000
会議費	550,000
(厚生制度推進事業)	230,000
表彰費	80,000
支払負担金	30,000
委託費	80,000
会議費	40,000
(会員支援事業)	7,620,000
諸謝金	600,000
印刷製本費	480,000
通信運搬費	250,000
委託費	2,650,000
表彰費	600,000

(会 員 支 援 事 業)	7,007,677	7,878,024	▲ 870,347	支払負担金	500,000
諸謝金	644,807	718,215	▲ 73,408	保険料	40,000
印刷製本費	424,705	408,894	15,811	会議費	2,500,000
通信運搬費	193,658	308,422	▲ 114,764	会場費	0
委託費	2,867,421	3,057,656	▲ 190,235	給料手当	13,398,000
表彰費	296,138	260,655	35,483	福利厚生費	2,523,000
支払負担金	474,812	676,801	▲ 201,989	中退金支出	774,300
保険料	9,792	10,404	▲ 612	退職給付費用	34,800
会議費	2,096,344	2,436,977	▲ 340,633	旅費交通費	930,900
給料手当	13,088,103	16,651,002	▲ 3,562,899	印刷製本費	826,500
福利厚生費	2,298,943	3,036,998	▲ 738,055	通信運搬費	1,522,500
中退金支出	772,560	835,200	▲ 62,640	リース料	522,000
退職給付費用	1,250,938	117,015	1,133,923	消耗品費	261,000
旅費交通費	975,841	845,069	130,772	賃借料	1,940,100
印刷製本費	904,933	861,416	43,517	事務所管理費	1,061,400
通信運搬費	1,665,527	1,512,629	152,898	支払手数料	304,500
リース料	521,617	521,617	0	新聞図書費	234,900
消耗品費	262,759	371,610	▲ 108,851	広告宣伝費	139,200
消耗什器備品費	0	52,430	▲ 52,430	委託費	217,500
賃借料	1,928,526	1,838,046	90,480	事務委託費	870,000
事務所管理費	1,063,759	1,054,861	8,898	支払負担金	348,000
支払手数料	288,762	310,108	▲ 21,346	雑費	87,000
新聞図書費	195,262	231,410	▲ 36,148	管理費	9,094,400
広告宣伝費	61,074	51,678	9,396	給料手当	2,002,000
委託費	212,623	164,806	47,817	福利厚生費	377,000
事務委託費	870,000	870,000	0	中退金支出	115,700
支払負担金	455,177	511,807	▲ 56,630	退職給付費用	5,200
租税公課	9,744	9,744	0	会議費	4,810,000
雑費	248,998	202,141	46,857	旅費交通費	139,100
管理費	9,283,563	9,196,763	86,800	印刷製本費	123,500
給料手当	1,955,694	2,488,081	▲ 532,387	通信運搬費	227,500
福利厚生費	343,520	453,804	▲ 110,284	リース料	78,000
中退金支出	115,440	124,800	▲ 9,360	消耗品費	39,000
退職給付費用	186,922	17,485	169,437	賃借料	289,900
会議費	4,833,695	4,378,147	455,548	事務所管理費	158,600
旅費交通費	145,815	126,275	19,540	支払手数料	45,500
印刷製本費	135,220	128,717	6,503	新聞図書費	35,100
通信運搬費	248,872	226,025	22,847	広告宣伝費	20,800
リース料	77,943	77,943	0	委託費	32,500
消耗品費	39,263	55,528	▲ 16,265	事務委託費	130,000
消耗什器備品費	0	7,834	▲ 7,834	支払負担金	52,000
賃借料	288,170	274,650	13,520	渉外慶弔費	400,000
事務所管理費	158,953	157,623	1,330	雑費	13,000
支払手数料	43,148	46,338	▲ 3,190		
新聞図書費	29,177	34,579	▲ 5,402	【経常費用計】	58,080,000
広告宣伝費	9,126	7,722	1,404	【当期経常増減額】	1,237,600
委託費	31,771	24,626	7,145	2 経常外増減の部	
事務委託費	130,000	130,000	0	(1) 経常外収益	
支払負担金	68,015	76,477	▲ 8,462	【経常外収益計】	-
渉外慶弔費	404,156	328,448	75,708	(2) 経常外費用	
租税公課	1,456	1,456	0	【経常外費用計】	-
雑費	37,207	30,205	7,002	【当期経常外増減額】	-
【経常費用計】	56,367,317	60,147,983	▲ 3,780,666	【税引前一般正味財産増減額】	1,237,600
【当期経常増減額】	3,998,785	▲ 177,456	4,176,241	【法人税及び住民税】	21,000
2 経常外増減の部				【当期一般正味財産増減額】	1,216,600
(1) 経常外収益				【一般正味財産期首残高】	59,000,000
【経常外収益計】	0	0	0	【一般正味財産期末残高】	60,216,600
(2) 経常外費用				Ⅱ 指定正味財産増減の部	
【経常外費用計】	0	0	0	受取補助金等	17,940,600
【当期経常外増減額】	0	0	0	受取全法連助成金	17,940,600
【税引前一般正味財産増減額】	3,998,785	▲ 177,456	4,176,241	一般正味財産への振替額	▲ 17,940,600
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	一般正味財産への振替額	▲ 17,940,600
【当期一般正味財産増減額】	3,977,785	▲ 198,456	4,176,241	【当期指定正味財産増減額】	-
【一般正味財産期首残高】	55,983,653	56,182,109	▲ 198,456	【指定正味財産期首残高】	-
【一般正味財産期末残高】	59,961,438	55,983,653	3,977,785	【指定正味財産期末残高】	-
Ⅱ 指定正味財産増減の部				Ⅲ 正味財産期末残高	60,216,600
受取補助金等	17,559,700	17,228,500	331,200		
受取全法連助成金	17,559,700	17,228,500	331,200		
一般正味財産への振替額	▲ 17,559,700	▲ 17,228,500	▲ 331,200		
一般正味財産への振替額	▲ 17,559,700	▲ 17,228,500	▲ 331,200		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
Ⅲ 正味財産期末残高	59,961,438	55,983,653	3,977,785		

(注)【審議事項】第1号議案「事業別 正味財産増減計算書」【報告事項】「平成30年度収支予算書」要点の抜粋です。

平成31年度 税制改正に関する提言

平成30年度税制改正では、経済の成長軌道を確保する「生産性革命」と「人づくり革命」を断行するために必要な税制面での措置として、個人課税では給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直し、法人課税では所得拡大促進税制の改組と情報連携投資等促進税制の創設、その他では企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充措置等が講じられた。

一方、平成30年度予算の歳出では、保育士等の処遇改善、幼児教育の段階的無償化など、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充するとともに、賃金上昇とデフレからの脱却につなげる生産性向上のための施策に重点が置かれた。

また、財政健全化に向け社会保障関係費の増加を5,000億円以内に抑制するとともに、国債発行額も前年度より縮減し、公債依存度も下がる見込みとなっている。

このような状況の中、当会の税制委員会では本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、中小企業を取り巻く税制として「今後の法人実効税率のあり方」「中小企業に対する法人税の軽減税率制度について」「どのような形態で事業承継を考えているか」「事業承継税制について」の4項目について回答を求めた。

「今後の法人実効税率のあり方」については、「課税ベースを拡大し、さらに引き下げる」が27%、「課税ベースを拡大することなく、さらに引き下げる」が26%となり、実効税率の更なる引き下げを求める意見が53%となった。更に、「中小企業に対する法人税の軽減税率制度」については、「15%の租税特別措置を期限が来たら延長する」が33%、「軽減税率19%自体を引き下げる」が16%となり、およそ半数が租税特別措置の15%を要望していることがわかった。

また、「事業承継の形態」については、「子または親族に事業承継」が26%、「親族以外または事業を売却」が23%と拮抗しており、従来の身内への事業承継から転換している実態が浮き彫りとなり、今回の事業承継税制の拡充を踏まえての設問には、「当面は利用状況等を注視する」が25%にとどまり、本税制の更なる改善や欧州主要国のような事業用資産への課税を軽減・控除するなどの新制度の創設を求める回答は47%に上った。

少子高齢化の進展が加速するなか、労働人口の減少を見据え、我が国の経済を支えている中小企業の活性化・事業継続に資する税制面での手当は急務であり、必要不可欠な措置である。

政府においては、地方経済・中小企業に向けた経済活性化を図る税制や諸施策を充実させ、真に地方創生が実現するよう、迅速な取り組みを切望する。

松本法人会は、これらをふまえ、平成31年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税・地方税について

(国税・地方税共通)

ア．消費税に限らず、税率引き上げありきではなく、その前に徹底した行財政改革のもと歳出削減を早急に図ること。

イ．中小企業に対する法人税の軽減税率や投資促進税制などについては、本則化を検討すること。

ウ．少子化対策として子育てに配慮した真に有効的な税制の創設を検討するほか、併せて保育所の充実など、社会保障政策全般を通じて社会的な取り組みを更に推進すること。

エ．法人事業税や法人住民税など、国税と課税対象を同じくするものについては国税に賦課徴収を一元化すること。

(国税)

ア．消費税の円滑な転嫁を実現するとともに、滞納状況などを常に検証すること。

イ．消費税軽減税率導入について再検討を求めるとともに、導入するならば極力、煩雑さを排除し、制度対応への支援に努めること。

ウ．時代に即した減価償却耐用年数と分類の簡明化を常に検討すること。

エ．交際費課税を、企業規模に関係なく緩和すること。

オ．同族会社への留保金課税について、企業規模に関係なく、全面的に廃止すること。

カ．所得税の各種控除のうち制度創設の意義を失い、効果が薄れたと考えられるものについて、更に整理を進めること。ただし、これらの見直しで税負担が大幅に増える場合には基礎控除の引上げなどを検討すること。

キ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。

ク．環境汚染抑制・防止を目的とした税制の構築について、道路特定財源の見直しと併せ、問題点を整理しながら検討を進めること。

ケ．法人税について、欠損金繰戻しによる還付の不適用は恒久的に廃止すること。

コ．退職給与引当金制度を復活すること。

(地方税)

ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。

イ．大部分の地方自治体が明確な理由を示さぬまま安易に行なっている超過課税を速やかに解消するための検討を進めること。

(2) その他について

ア．番号制度(個人番号)について、引き続き周知徹底を図るとともに、幅広い活用のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。

イ．国税電子申告・納税システム「e-Tax」について、利用全般に関わる手続きの更なる簡便化を図ること。

ウ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。

エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。

オ．学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(平成30年5月11日 一般社団法人 松本法人会)



皆さん
こんにちは♪

信州ミルクランド株式会社

松本市梓川

代表取締役社長 吉澤 広昭 氏

『おいしい牛乳・乳製品をお届けします』

新鮮でおいしい牛乳・乳製品を製造している信州ミルクランド(株)は、平成9年に県下の乳製品を扱う3社の工場が統合し

設立された、牛乳・乳製品の受託製造専門会社で、「農協」や「メイトー」等、皆様にも馴染みのブランド商品を120種類程供給されています。北アルプスの田園風景に調和した工場には見学コースもあり、毎年大勢の小学生や企業関係者が訪れます。敷地内に建てられた工場直営店「ほっとミルク」では製造したての乳製品もその場で買えることからお客様に好評です。

吉澤社長さんは大町市のご出身。経営上大切にしていることを伺うと「食に携わる企業ですので“安心・安全”には徹底的に気を使います。その一環として世界に通用する食品安全基準をクリアしています。」

とのこと。様々な企業努力の結果、売り上げも順調に推移しているそうで、更なる生産量の増加を目指し設備の更新・導入にも取り組んでいるそうです。プライベートでは、冬はスキー、夏は海釣りです。プライベートでは、冬はスキー、夏は海釣りです。また、食品会社の社長さんらしく料理も大好きとのこと。楽しいお話をありがとうございました。

(大沢利充編集委員)



頑張ってます!!

『仕事があるから趣味も楽しめます』

株式会社 小川原塗装店
安曇野市豊科

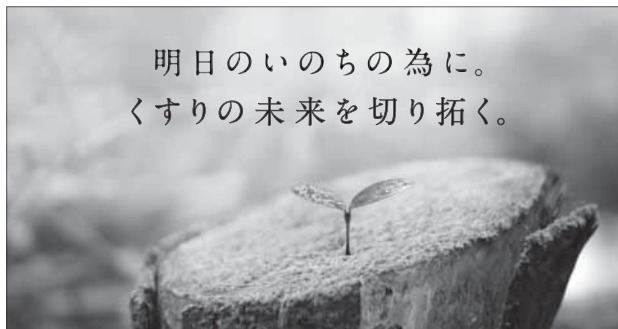
中嶋 玲子 さん

安曇野市豊科にあります
(株)小川原塗装店様は、

2016年に「信州の名工」に選ばれた小川原社長が約50年前に創業され、長年にわたり県内各地のビルや住宅、橋等の塗装に携わり、積み重ねられた確かな技術は文化財復元、伝統建築修復等の分野でも活かされています。社是「人の和こそ利益なり」のもと、社員と70名に及ぶ職人たちが集結する県内屈指の塗装店へと成長され、経営面では「優良申告法人」として松本税務署より表敬されました。

中嶋さんは敬愛する社長ご夫妻のもと、営業事務、庶務等をご担当。入社20年を迎え、「“出来ない”ではなく、“出来る方法”を考える」という社長の言葉を大切に、日々“考えながら”業務に取り組まれ、担当した仕事が認められ時は喜びもひとしおです。プライベートでは「体を動かす趣味(ソフトボール)」「頭を使う趣味(健康マージャン)」「一人で出来る趣味(好きな歌手の音楽を聴く)」を忙しい日々の中、時間を調整して楽しんでいるそうで、「仕事が充実しているから趣味も楽しめるので、これからも仕事を頑張ります!」と笑顔でお話し下さいました。(忠地恵子編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

松本法人会

部会紹介
シリーズ

第15回

行ってきました! 城東部会

～ 人々の暮らしの変化と共に姿を変える ～

城東部会は旧松本市内の東にある商業地域です。城東、女鳥羽、元町、清水の4つの地域から成り立ちますが、女鳥羽川を挟むためそれぞれ独自の道を歩んできました。

川の西側が城東地区と女鳥羽地区です。城東地区は松本城に近く、戦前は歩兵50連隊があったことから商業の街として発展してきました。かつては商店がびっしり軒を並べていましたが、郊外に住宅団地が出来るようになった頃から人口が減少し、さらに大型店も郊外に進出すると商店には後継者が育たず、廃業が目立つようになりました。女鳥羽地区は以前から寺社が多い地区ですが、信州大学の拡大発展に伴い関係者の住宅や学生アパートが数多く立ち並びます。

川の東側が元町地区、清水地区です。元町地区はかつて松本駅から浅間温泉までの路面電車の線路沿いに発展し、路面電車廃線後の昭和53年にやまびこ国体が松本市で開催された時にやまびこ道路が整備されました。清水地区は古来より湧き水に恵まれ、それを利用

した染物や製糸業等が盛んな土地であったようです。松本駅や繁華街に近く、人気エリアとして数多くの住宅やマンションが立ち並びます。東側の両地域には、大型店や新しい商店の進出が目立ちます。特にイオンモールが出来てからは交通量も激増し、人の流れも増えてきました。

川の流れのように、時代と共に変化する人々の暮らしに併せてその姿を変えてきた城東部会でした。

(大沢利充編集委員)

城東部会

該当エリア：松本市城東・女鳥羽・元町・清水各地区
会員数：72社

部会長：一志 誠 氏（双葉印刷㈱）

部会長より：松本城の東、昔からの家、お寺、神社の多い歴史ある地区ですので散策すれば新しい発見があるかもしれません。活気のある地区にしていくために皆様のご協力をお願いいたします。

青年部コーナー

— 6月例会のご案内 —

開催日 6月14日(木) 18:30 より

会場 深志神社「梅風閣」

内容 『中小企業が直面する法的トラブルとその予防・解決について』

講師 弁護士 安藤 雅樹 氏（安藤法律事務所）

会費 4,500円

お申込 法人会事務局（電話：0263 - 35 - 8080）

備考 青年部以外の方でもお気軽にお問合せ下さい。

女性部コーナー

— 6月例会のご案内 —

開催日 6月19日(火) 10:30 より

内容 『施設見学（信毎メディアガーデン）・昼食会』

[施設見学]... 10:30～11:30（信毎メディアガーデン施設見学）

11:30～12:00（ショップ等自由見学）

[昼食会].....12:00～13:30（ファイブホルン）

集合場所 信毎メディアガーデン 1階

会費 1,500円（昼食会に参加の方）

お申込 法人会事務局（電話：0263 - 35 - 8080）

備考 女性部員以外の方でもお気軽にお問合せ下さい。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁸〕法人税 その46

使用人未払決算賞与の 損金算入要件及び時期

Q．当社は3月決算法人です。今期は従業員の頑張りにより利益が出る見込みのため、従業員に決算賞与の支給を考えています。資金繰りの都合上、3月末までには支給が間に合わず、実際の支給は翌期の4月20日になりそうです。決算では未払計上したいのですが、未払計上した決算賞与は当期に損金算入できるのでしょうか？

A．法人が使用人に対して支給する賞与の額は、次に掲げる賞与の区分に応じ、それぞれ次の事業年度の損金の額に算入します。

(1) 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与（使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理したものに限り。）

その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす賞与

使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

イ その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。

(注1) 法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません。

(注2) 法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます。)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

ロ イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる賞与以外の賞与
その支払をした日の属する事業年度

ご質問の場合は、上記(2)に掲げる賞与と考えられますので、(2)のイからハのすべての要件を満たす必要があります。

なお、会社の就業規則等において「支給日に在職する者のみ賞与を支給する」旨の条項を設けている場合がありますが、この場合、決算期末に使用人に通知を行い支給日までに退職した者に賞与を支給しなかったケースはもちろんのこと、結果的に退職者がいなかったため通知した金額を全額支給したケースについても、その通知した支給額について支給日までに退職した場合に賞与を支給しないとする社内規定を設けていたときは、支給額の通知の要件を満たさず、未払賞与について損金算入できないことが定められています。(法基通9-2-43)

これは、使用人賞与は原則として実際にその支払が行われた日の属する事業年度に 損金算入を認めることとし、未払賞与については、その内容から判断して実際に支払われたものと同視し得る、つまり債務が確定している状態にあるものに限り、例外的に 損金算入を認めることとしたものと解されます。

【アドバイス】

まずは貴社の賃金規定（賞与規定）を確認しましょう。

支給額の通知については、各人への通知は書面で行い、通知を受けた旨のサインをもらっておくとよいでしょう。

各人に銀行振込を利用する方法等により、決算日後1か月以内に支給した事実をあきらかにしておくとよいでしょう。

【関連法令等】

法人税法施行令72の3

法人税基本通達9-2-43～44

(税制委員会：小林秀子、麿秀行、大池明
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

経営レポート

消費税の軽減税率制度・外食編

税理士 大塚 賢 治



2019年10月から消費税率が8%から10%へ引き上げられます。今回の引き上げは、軽減税率制度が導入され、軽減税率制度の適用対象となる商品は以下の 及び とされています。

酒・外食を除く飲食料品

週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

国税庁では、2018年1月に消費税の軽減税率制度に関するQ&Aが出されています。軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」いわゆる外食とは、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備がある場所で、飲食料品を飲食させるサービスをいい、例えば、レストランやフードコートでの食事が該当します（Q&A問7）

また、持ち帰り販売の取り扱いについては、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所で飲食料品を飲食させるサービスには該当しないということで、軽減税率が適用されます。なお、店内飲食か持ち帰り販売かを、例えば、顧客に意思確認を行っていただくなどの方法により判定が必要となります（Q&A問9）

国税庁のQ&Aでは、外食の範囲として問38から問63まで以下の通りまとめられています。

- (1) 社員食堂での飲食料品の提供、セルフサービスの飲食店、屋台での飲食料品の提供 軽減税率の対象となりません。
- (2) コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食 例えば、トレイや返却が必要な容器で飲食料品を提供する場合は、軽減税率の対象となりません。コンビニエンスストアの場合、店内飲食も持ち帰りも可能な商品を扱っているところから、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行い、軽減税率の適用対象になるかならないか判定が必要となります。
- (3) ファストフードのテイクアウト 軽減税率の対象となります。
- (4) 飲食店で残りを持ち帰る場合 軽減税率の対象となりません。
- (5) 飲食店のレジ前の菓子等の販売、公園のベン

チでの飲食 軽減税率の対象となります。

- (6) 飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料 軽減税率の対象となりません。
- (7) 立食形式の飲食店 カウンター等の設置があれば、軽減税率の対象となりません。
- (8) フードコートでの飲食、カラオケボックスでの飲食料品の提供 軽減税率の対象となりません。
- (9) 旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売 列車内の食堂施設での飲食は軽減税率の対象となりません。他方、移動ワゴン等による弁当、飲み物の販売は軽減税率の対象となります。
- (10) 映画館の売店での飲食料品の販売 軽減税率の対象となります。なお、売店のそばに飲食設備を設置し、その場で食料品を提供している場合は、軽減税率の対象となりません。
- (11) 旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供、バーベキュー施設内での飲食、学生食堂 軽減税率の対象となりません。
- (12) ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等、出前、社内会議室への飲食料品の配達、配達先での飲食料品の取り分け 軽減税率の対象となります。
- (13) ケータリングや出張料理 軽減税率の対象となりません。
- (14) 家事代行 いわゆるケータリングに該当し軽減税率の対象となりません。
- (15) 有料老人ホームの飲食料品の提供 一定の有料老人ホームの運営者等が一定の入居者に対して行う飲食料品の提供は軽減税率の対象となります。ただし、有料老人ホームとの委託契約に基づき行う食事の提供は軽減税率の対象となりません。
- (16) 病院食 健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされています。

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11

TEL・FAX 0263-85-7330

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力のお願い

先月号の広報誌でもご案内の通り、
今年も 5 月から“法人会やまびこ運動”
をスタートしております。ご承
知の通りこの運動は、会員企業の皆
様のお取引先やお知り合いの事業所
をご紹介いただき、法人会への入会



をお勧めしていく取り組みです。

現在、各地で開催中の部会総会・税務研修会の席で、
会員の皆様へご案内をさせていただいておりますので、
ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所
(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当
会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。

詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

ご協力よろしくお願い申し上げます!!

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って!

～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健
診内容に、割安な費用。健診所要時間も約 1 時間程度
と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご
好評をいただいております。

すでに封書にてご案内をお送りしてございます。ご
案内では 5 月末を申込み締め切り日とさせていただい
ておりますが、締切を過ぎてしまっても余裕のある日
時にお申度いただくことは可能ですので、お気軽に事
務局までお問合せください。(電話：35-8080)

また、『全国健康保険協会(協会けんぽ)』加入事業
所様につきましては、協会けんぽの補助制度をご利用
いただけますのでご案内同封資料をご確認ください。

日程 7 月 2 日(月) **時間** 各日とも

7 月 3 日(火)

7 月 4 日(水)

7 月 5 日(木)

7 月 6 日(金)

午前 8:00 ～ 午前 8:30 ～

午前 9:00 ～ 午前 9:30 ～

午前 10:00 ～ 午前 10:30 ～

一部の日程、時間帯ではすでに定員に達しておりま
すので事務局までお問合せ下さい。

会場 松本市公設地方卸売市場 管理棟 2 F 会議室
(松本市笹賀 7600 - 41)

費用 A コース(基本コース) 17,000 円(消費税込)

【C コース(協会けんぽ扱い) 7,038 円(消費税込)

※検査内容は上記 A コース同様】

→通常必要とされる検査項目を内容とする基本コース
(診察・身体測定・視力・聴力・呼吸器系・循環器系・
腎機能・消化器系・大腸がん・脾機能・肝機能・高脂血
症・高尿酸血症・糖代謝・血液一般・眼底 各検査)

B コース(ドック健診) 27,000 円(消費税込)

【D コース(協会けんぽ扱い) 15,516 円(消費税込)

※検査内容は上記 B コース同様】

→基本コースに加えて、「超音波(エコー)検査」「腫瘍
マーカー検査」を行います。

その他各種オプション検査(別料金)等につきましては
は、送付済みご案内にてご確認ください。

備考 (1) 検査は(一財)全日本労働福祉協会 が行います。

(2) 検査結果につきましては概ね 3 週間で通知い
たします。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷 4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、 重大疾病による生存リスクから 企業を守ります！

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

引受保険会社



大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

旧松本市内の会員の皆様へ

平成30年度の当会会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、6月12日(火)にご指定の口座から引落しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

6月の予定

1日筑北部会総会・税務研修会 4日広報委編集会議、松本Aブロック税務研修会 5日川手部会総会・税務研修会 6日税制委グループ会議、松本Bブロック税務研修会 7日県連理事会・総会 8日役員会 11日塩尻部会税務研修会・総会 12日豊科部会総会・税務研修会 13日新設法人説明会、穂高部会総会・税務研修会 14日松本Cブロック税務研修会、青年部6月例会 19日女性部6月例会、租税教育活動特別委員会 21日松本Dブロック税務研修会 22日松本Eブロック税務研修会 23日第17回会員親睦ゴルフ大会 26日総務委員会 28日決算説明会



決算説明会（法人税・消費税の説明会/5月決算法人対象）
6月28日(木) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室

松本法人会クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期 間 6月1日～9月30日まで

対象行事 当会全行事（各種会議・研修会等）
日常業務

対 象 当会役職員及び会員

内 容 室温28 管理に努める。
涼しく効率的に働くことができる服装（ノーネクタイ等）。但し、強制するものではない。

平成30年度 税務職員募集

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

■受験資格

- 1 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度

高等学校卒業程度

■申込方法等

【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

平成30年6月18日(月) 午前9時～6月27日(水)

[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参

○問合せ先

第1次試験地を所管する国税局（国税事務所）

■試験日

第1次試験日 平成30年9月2日(日)

第2次試験日 平成30年10月10日(水)～10月19日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■合格者発表日

第1次試験合格者 平成30年10月4日(木)

最終合格者 平成30年11月13日(火)

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 TEL:03-3581-5311
内線2333

午前9時00分～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係
TEL:048-600-3111 内線2097

午前8時30分～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍻)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



松商学園歴史栄光室 (松本市)



松商学園に歴史栄光室がございます。学校の歴史、クラブ、商業教育等のコーナーには上条信山や高野辰之

自筆校歌の展示から始まり、プロ野球史上初の3冠王に輝いた中島治康のレリーフや写真、野球部全国制覇を成し遂げた昭和3年の優勝旗など数百点が展示されています。(大沢利充編集委員)

税理士法人 望月会計

後継者がいる企業様向け事業承継セミナー

望月総合経営後継者塾

第3回 『事業承継の悩みディスカッション』

「あるべき姿」と今の姿にギャップを感じている。
先代が歩いてきた道を、どう考えるべきか悩んでいる。
いま、目の前に問題や課題がある。
私たちと一緒に、悩みに向かい合ってみませんか。



日時 平成30年6月20日(水)
14:00~16:30

講師 中小企業診断士 矢島 龍氏
(㈱マネジメントアシスト)

★事業承継で考えるべき問題を抽出し、
分析し、グループワークの中で掘り下げていきます。

学びと出会いの場に

後継者としての心構えや必要なスキルについて共に学んできた全3回コースの最終回。事業から少し離れて、今後のことを一緒に考えてみませんか。出会いと気づきのある貴重な時間になるはずです。(初めの方でもご参加ください!)

対象の方

- ・中小企業を事業承継予定の方・承継後間もない方・幹部候補の方
- 【定員】20名(先着) 【会場】望月総合経営3階研修室
- 【費用】お一人5,000円



望月総合経営
税理士法人 望月会計
税理士 百瀬幸子 関東信越税理士会 会員

ご質問・お問い合わせは
☎0263-32-4737
〒390-0875 松本市城西2-5-12
担当:三澤

川柳コーナー
腹まわり
成長感じる
衣替え
育児中
洗濯権など
ありません
傘買って
雨を待つてる
愛娘
新米

あしがき

昨105歳で旅立ちました。先生は明治44年に山口県で生まれ、先生は生き方の背景に明治維新を成し遂げた長州人としての自負があったと思います。先生は国民の健康を守るために血圧測定などの医療行為を国民に開放する先頭に立たれました。

昭和45年に起こった日航機「よど号」事件では乗客として長時間監禁されました。もしかしたら失っていた命かもしれない。「許された第一の人生を、人のために捧げたい」という想いがその後の先生の人生の原点となりました。

先生は「人生の先輩の中で生き方の模範となる人を見つけて出し手本としなさい」と私たちに指導されました。また、「老いても新しいことに挑戦しなさい」と申され、自らは100歳になっても短歌や絵を描かれました。

先生は松本市に毎年来られ、島内の山田地区にある南向き斜面に「命と平和の森」を造り、桜の木を植樹しました。今年の春も平和の森は桜で満開でした。



(大沢)
(本号編集委員…
忠地恵子
大沢利充)

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社